

男女共同参画や人材育成の視点に立った競争的研究費制度の整備 に係る共通指針について

令和5年2月8日
競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ

1. 趣旨

研究のダイバーシティ確保やジェンダード・イノベーション創出に向け、女性研究者の活躍が期待されているが、我が国における全研究者に占める女性研究者の割合は諸外国に比べ低い水準であり、また、大学における本務教員や教授等に占める女性の割合についても、依然、低い水準にある。

このため、女性研究者の更なる活躍と男女共同参画を促進するため、「科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）」や「男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）」、「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ（令和4年6月2日総合科学技術・イノベーション会議決定）」において、出産・育児・介護等のライフイベント（以下、単に「ライフイベント」という。）が生じても男女双方の研究活動を継続しやすい研究環境の整備や、優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用の促進等を図ることとしている。さらに、保護者や教員等も含め、女子中高生に理工系の魅力を伝える取組を通じ、理工系を中心とした修士・博士課程に進学する女性の割合を増加させることで、自然科学系の博士後期課程への女性の進学率が低い状況を打破し、我が国における潜在的な知の担い手を増やしていくこととしている。

また、性差が考慮されるべき研究や開発プロセスで性差が考慮されないと、社会実装の段階で不適切な影響を及ぼすおそれもある。このため、体格や身体の構造と機能の違いなど、性差を適切に考慮した研究・技術開発を実施していくことが求められる。

これらを踏まえ、競争的研究費の各制度においても女性研究者の活躍促進や将来、科学技術を担う人材の裾野の拡大に向けた取組等に配慮していくこととする。

2. 男女共同参画や人材育成等の視点に配慮した主な取組

関係府省及び配分機関は各事業の性格等を考慮し、以下の項目について対応していくこととする。

（1）男女共同参画や性差の視点を踏まえた研究の促進

- ① 体格や身体の構造と機能の違いなど、性差を考慮しないまま研究開発を実施することで、その成果を社会実装する段階で社会に不適切な影響が及ぶ恐れのある研究開発については、性差を考慮して実施すべき旨を公募要領に記載すること。

- ② 研究課題の審査の際に、ライフィベントが見込まれる研究代表者（研究分担者含む）が不利な取扱いを受けないよう配慮すること。
- ③ 研究機関の採択の際に、男女共同参画の視点や取組状況、ライフィベントに配慮した取組を採択に係る審査項目として設定すること（例えば、くるみん、えるぼし等の活用）。

（2）男女の研究者が共に働き続けやすい研究環境の整備の推進

- ① ライフィベントにより研究から一時的に離脱せざるを得ない場合において、研究期間の中止や延長、中断中の代行者や研究支援者の登用等により、研究を継続できるように配慮・支援すること。
- ② 研究期間中にライフィベントの発生が予想される優秀な研究者が、安心して研究代表者（P.I.）として応募できるよう、研究期間中の研究中断・中止後の研究再開を認める等を公募要領に記載する等の配慮を行うこと。
- ③ 若手研究者向け支援事業の応募要件における年齢制限等において、ライフィベントの期間を配慮すること
- ④ ライフィベントにより研究活動から離れており、公募に応募できなかつた研究者に対する研究活動のスタート支援を図るための取組を促進すること。

（3）次代を担う理工系分野の人材育成の促進

研究者の負担増にならないよう配慮しつつ、競争的研究費を獲得した研究者や研究機関が研究活動の成果をデジタルも活用しながら、子供たちにアウトリーチ活動をするインセンティブを付与すること。

- (ア) 理数系の博士号取得者等によるオンラインでの小・中・高等学校における理科、物理・化学等の授業や出前講座に係る費用を直接経費から支出可能とすることを明確化する。
- (イ) 研究成果を中高生等が理解しやすいコンテンツとしてSNS等で配信するための費用を直接経費から支出可能とすることを明確化する。
- (ウ) (ア) 及び (イ) 等のアウトリーチ活動の実績について研究成果報告書への記載を可能とし、プラス評価の対象とすること。また、研究計画書に(ア) 及び (イ) 等のアウトリーチ活動の記載を可能とし、審査の際にプラス評価の対象とすること。

3. 対象事業

各競争的研究費のうち、各配分機関が各事業の性格を踏まえつつ、対象事業を決定する。

4. フォローアップ

内閣府は各府省の進捗状況を把握し、未対応の制度については、連絡会にてフォローアップしていく。

5. 適用開始日

本方針は、令和5年4月以降、新たに公募するものから順次適用する。ただし、配分機関の判断により、令和4年度から実施する事業や研究課題においても可能とする。